

長野県レクリエーション協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は『長野県レクリエーション協会』という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の指定する所におく。

(目的)

第3条 本会は県民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの普及振興及び地域社会の明るく豊かな生活創造に寄与する活動を行う団体に対する支援を行い、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

(1) レクリエーション運動の普及振興を図ること。

(2) レクリエーションに関する指導者の養成をすること。

(3) レクリエーションに関する組織の強化及び発展のための支援と相互の連携強調を測ること。

(4) レクリエーションに関する調査研究、及び情報の提供をすること。

(5) レクリエーションに関する広報及び啓発を行うこと。

(6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会は第3条の目的に賛同する団体会員および個人会員をもって組織する。

(加盟)

第6条 本会に加盟する場合は「加盟申請書」に所定の事項を記入のうえ、会長に提出し、理事会の承認を得ること。

(退会)

第7条 本会より退会しようとする団体会員は、「退会届」を会長に提出し、理事会の承認を得ること。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

| | |
|------|-----|
| 理事 | 若干名 |
| 会計監事 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |

(役員を選任および職務)

- 第 9 条 会長、副会長は理事会で推挙する。
- 2 会長は本会を代表し会務を総括する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は加盟団体より選出するほか、会長が委嘱する学識経験者等をあてることができる。
 - 5 会計監事は理事会において選出し、本会の会計を監査する。

(役員任期)

- 第 10 条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第 11 条 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は理事会の承認をえて会長が委嘱する。

第4章 会 議

(理事会)

- 第 12 条 理事会は会長が招集し議長となる。
- また、構成員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、これを招集することができる。
- 2 理事会の議事は出席者の過半数によって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
 - 3 会議に出席できない場合には、議決権を委任することができる。

(職務)

- 第 13 条 次に掲げる事項は、理事会に付議するものとする。
- (1) 予算および事業計画に関すること
 - (2) 決算および事業報告に関すること
 - (3) 役員を選出に関すること
 - (4) 規約の制定・改廃に関すること
 - (5) 本会への加盟・脱退および解散に関すること
 - (6) その他重要事項

(専門委員会)

- 第 14 条 本会は必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は理事会に諮り、会長が委嘱する専門委員をもって構

成する。

- 3 設置・運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

(総会)

第 15 条 本会は総会（種目・職域・地域団体会員と課程認定校および有資格指導者）を毎年度 1 回以上開催し、理事会議決の次の事項を報告する。

- (1) 事業計画および収支予算に関すること
- (2) 事業報告および収支決算に関すること
- (3) その他、本会の運営に関する重要事項に関すること

第5章 事務局

第 16 条 本会の業務執行のために事務局を設け、事務局長および事務局員をおき会長が任命する。

第6章 会計

第 17 条 本会の経費は、会費、寄付金、事業にともなう収入金をもってこれにあてる。

2 会費は別に定める会費規定によるものとする。

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日までとする。

附則 この規約は、昭和 50 年 11 月 17 日より施行する。

昭和 58 年 5 月 24 日一部改正

平成 12 年 8 月 24 日一部改正

平成 18 年 3 月 28 日一部改正

平成 24 年 3 月 13 日一部改正

平成 28 年 5 月 26 日 改訂

会費規定

第 1 条：長野県レクリエーション協会規約第 17 条 2 項の会費は、この規程の定めるところによる。

第 2 条： 団体会員は 1 口以上（1 口・5,000 円）の年会費を納入するものとする。

第 3 条：会費は毎年 5 月末日までに納入するものとする。